



緑と彫刻のある町



9周年記念イベントで盛り上がるグリーンゲイト。最終ページに関連記事。

8月の行事

- 4日 つなぎ夏祭り（総合グラウンド）
- 13日 町民体育祭盆野球大会（総合グラウンド～8/14）
- 15日 町民体育祭競り舟大会（干拓堤防前海岸）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2001
Vol.427

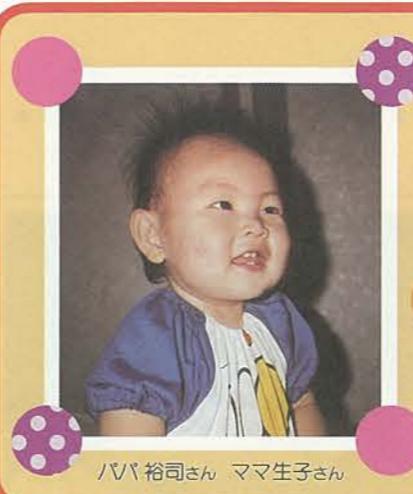
8

PublicRelation
2001 8

発行 ■ 熊本県津奈木町役場 編集 ■ 企画課

TEL 0966-78-3111

印刷 ■ 旭印刷株式会社



パパ裕司さん ママ生子さん

21世紀は
お任せ! 赤ちゃん
こんにちは!!

かわの ゆりあ
川野 友里亞ちゃん
(中尾地区)
平成12年8月7日生まれ

パパから一言
もうすぐ1歳だ
ね!! おめでとう。
ハッピーバースデー

やまぐち まさたか
山口 正尊くん
(平国下地区)
平成11年9月27日生まれ

ママから一言
ドライブが好きな、
まあくん。たくま
しく、やさしく育つ
てね。



パパ哲也さん ママ輝美さん

ご寄附・ご芳志お礼 (敬称略)

◎美術品取得基金へ
生活協同組合水光社

町の人口と世帯数 (平成13年7月1日現在)

人口総数	5,978	(+ 21)
(男)	2,875	(+ 13)
(女)	3,103	(+ 8)
世帯数	1,978	(+ 6)

●●募集します●●
「赤ちゃんこんにちは!!」に
掲載を希望される方は役場企画
課までご連絡ください。対象児
は町在住の2歳未満児です。
☎ 78-3111 (223)

へんしゅう後記

この季節になるとタイ
では、時々ドヘン！と屋
根から凄まじい音が聞こ
えてくるんです。最初は、雷
でも落ちたのかと随分
ビックリしました。でも、
実はこれ、マンゴなどの
熟した実が枝から落ちて
屋根に当たる音だったん
ですね。落ちた実はもち
ろん食べられます。在タイ
中は、私もよく学生たち
と果物拾い？に出かけま
した。そのせいか、津奈
木でも、つい大きな木が
あると何か食べられる実
でもなってないかと見上
げてしまっています。露地栽培
のデコポンを取って食
べるわけにもいかない
し、どなたか美味しい実
がなる木をご存じの方は
教えてください。

(Tommy)

オープン9周年記念イベント大盛況 グリーンゲイトの熱い夜!



7月14日(土)、物産ギャラリーグリ
ーンゲイトで、オープン9周年を記念
したイベントが開かれました。夕方か
ら始まった今回のイベントは、水俣か
ら招いたロックバンドの音楽を聞きな
がら、飲み放題、食べ放題のバイキン
方式の食事を楽しむといもの。時折、
降る小雨にも関わらず、グリーンゲイ
ト横の広場には、200人以上が集まり、
バンドの演奏を聞きながら太いに盛り
上がりいました。プレゼントがあたる抽
選会も行われ、当選者はうれしそうに
プレゼントを受け取っていました。



海岸線の一斉美化作業を実施 海の日クリーン大作戦

7月20日の「海の日」

は、海の恩恵に感謝す
るとともに海洋国・日
本の繁栄を願う日とし
て平成8年から国民の
祝日となっています。
本町では今年も漁協関
係者、婦人会、役場職
員など多くの人たちが
海岸線の美化作業に取
り組み、午前中に行わ
れた作業で約2トンの
ゴミが集まりました。
生命の源である美し
い海を後世に残すた
め、日頃もゴミのポイ
捨てなどをしないよう
に気を付けましょう。

謹んで哀悼の意を表します

平成12年7月21日から平成13年7月20日までの間にお亡くなりになった町民の方々を掲載しております。故人のご冥福を心からお祈りするとともに謹んで哀悼の意を表します。

掲載を希望されなかった方や本町以外の方で、町で葬儀・告別式等を行われ、掲載を希望された方など、調整して掲載しております。なお、掲載の確認については各区長にご協力いただきました。

地区名	死亡者氏名	死亡年月日	世帯主(喪主)	地区名	死亡者氏名	死亡年月日	世帯主(喪主)
竹中	松本 知貴	H12.9.29	松本 央	中尾	農山 益喜	H12.8.8	農山 ハルコ
	濱田 藤男	H12.12.22	濱田 シズ子		農山 ミツ子	H13.1.17	農山 實
	竹永 ツルエ	H13.2.12	竹永 安人		山下 マセ	H13.3.18	山下 静夫
	吉村 榮一	H13.7.3	吉村 かよ子		原野 幸男	H13.4.11	原野 広子
	加藤 百太郎	H12.8.25	上村 豊光		丸山 勇	H12.7.21	丸山 誠
	上村 トシ	H12.8.29	鶴野 賢二		福田 良雄	H12.11.8	福田 マサ子
	鶴野 フキ子	H12.11.17	開田 三津子		坂本 熊雄	H12.11.9	坂本 リ卫
	開田 マサコ	H12.11.29	江口 智基		山路 ミ工	H12.8.5	山路 通
	松田 シキ	H13.3.24	松田 誠志		松原 伸	H12.8.26	松原 保男
	本山 シエ	H13.4.10	上 下 門		田上 一智	H13.3.16	田上 智昭
染竹	濱田 フクエ	H13.4.26	濱田 嘉嶋		門崎 イノ	H13.1.2	門崎 榮禧
	岡本 清	H12.10.24	岡本 ヨシ子		門村 トキヨ	H13.1.5	門村 堅
	坂本 すみ江	H12.12.9	坂本 有徳		門崎 廣治	H13.1.25	門崎 いつよ
	寺下 フジモ	H12.12.21	濱田 長義		宮崎 優	H12.9.27	宮崎 ノリ子
	浦口 円作	H13.6.9	浦口 よの子		平松 清太	H13.1.31	平松 悟
	福島 サダ	H12.9.6	福島 美紗子		下川 未任	H13.1.13	下川 祐子
	山口 ハルカ	H12.12.26	山口 幸子		上原 ミチ工	H13.3.20	上原 敏秋
	福島 峰雄	H12.12.29	福島 美紗子		福山 シヅ子	H13.4.2	福山 學
	斎藤 ヨツ	H12.10.4	斎藤 博亮		篠原 鐵郎	H12.9.3	篠原 ミツエ
	高木 一之	H12.10.6	高木 キミ	日当	村上 孝之	H13.2.4	村上 兼雄
浜崎	丸山 タマノ	H13.5.12	丸山 幸江		林田 タマ	H12.8.21	林田 佑一
	山口 登語	H13.5.24	山口 登		土手本 真砂規	H12.10.30	土手本 キフ
	宮島 未喜	H12.10.28	宮島 トシエ		上村 香琳	H13.1.5	上村 勝法
	村上 忠雄	H13.2.9	村上 サワエ		上村 トシ	H12.8.29	上村 豊光
	船場 勝義	H12.7.19	船場 智子		津々木 ハツエ	H13.2.10	津々木 市雄
	古川 ミサヲ	H13.6.1	古川 秀喜		開田 行男	H13.4.3	開田 ミキヲ
	新立 義勝	H12.8.27	新立 カズミ		森山 キヲ	H13.5.8	森山 忠
	椎葉 保之	H12.9.21	椎葉 ソエ		吉野 ミツエ	H13.1.7	平岡 美代子
	西 亨	H12.12.26	西 クミ		開田 マサコ	H12.11.29	開田 三津子
	柳迫 シズ	H13.1.2	柳迫 タスエ		伊藤 行雄	H13.2.20	伊藤 フミ
古川	柳迫 タカヨ	H13.4.13	柳迫 文幸		岡本 シズ子	H13.4.27	岡本 伸哉
					永野 千代子	H13.5.23	徳田 穂義
古川							
大泊							



▲西川町長の訓辞に耳を傾ける役場職員

住民が誇りをもてる町づくりを…

西川町政 3期目スタート！

先の町長選挙で無投票当選した西川裕町長が、7月23日役場職員が迎える中、登庁し3期目を迎えた。西川町長は3期目に向けて、「3期目を前に、『町づくりはいかに住民に満足してもらえるかにかかる』と述べました。」と述べました。

小学校に防犯ブザーを設置 緊急時にはブザーで通報！

大阪府池田市での児童殺傷事件を受けて、候地区防犯協会は、児童の安全確保のため、津水奈木町内の各小学校に防犯ブザーを配布しました。7月9日の贈呈式では、各クラスにひとつずつブザーが行き渡るよう、合計21個が各校の児童代表に手渡されました。



7月19日に行われた津奈木中学校の終業式で、シャンタル先生が仲間と共に舞鶴太鼓を披露しました。シャンタル先生はALT（外国語指導助手）として、イギリスから2年前に来日。津奈木中学校で英語教育に携わってきました。帰国を5日後に控えたシャンタル先生からの思ひぬお別れのプレゼントに生徒たちも熱心に聞き入っていました。

お別れの太鼓先生が シャンタル先生を披露



中学生体験保育実習第二弾 手作りおもちゃで園児とふれあう

7月10日、津奈木中学校の生徒30人が津奈木保育園で園児とのふれあい体験学習を行いました。2度目の保育実習となる今回、生徒ひとりひとりが、前回の実習を元に園児の年齢に合わせてぬいぐるみなどのおもちゃを作成。各教室でおもちゃの遊び方を説明した後、いっしょに遊びました。園児たちも、手作りのおもちゃに喜んでいました。



不法投棄は法律により罰せられます

しないさせない不法投棄!

4月1日より家電リサイクル法が施行されました。テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等使えなくなった電機製品は小売販売店か処理業者に引き取ってもらってください。また、不法投棄をした場合は、法の規定により1年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金に処されます。みんなが安心して住める町をつくるためにも、不法投棄を防ぎましょう。不法投棄に関する情報・相談は役場町民課もしくは、熊本県環境生活部廃棄物対策課まで。

◆津奈木町役場 町民課

☎ 78-3111 (112)

◆熊本県環境生活部廃棄物対策課

☎ 096-385-5300



津奈木町職員 広域職員を募集します！

平成13年度職員採用試験を次のとおり実施します。

●津奈木町職員

区分	職種	採用予定数	勤務先及び職務内容
高卒程度	一般事務	1人程度	長部局・教育委員会事務局等に勤務し、一般事務に従事
	土木	1人程度	長部局に勤務し、専門の技術業務に従事

●水俣北広域行政事務組合職員

高卒程度	消 防	3人程度	消防本部又は消防署に勤務し、消防業務に従事
------	-----	------	-----------------------

◆受験資格

昭和52年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者。

◆申込書受付期間等

平成13年7月23日(月)～8月10日(金)(土・日を除く)郵送の場合は8月10日までの消印のあるもの。午前8時30分～午後5時

◆申込方法

申込用紙(町職員は町発行、広域職員は広域発行)に必要事項を記入し持参するか郵送すること。

◆申込・問い合わせ先

●津奈木町職員採用試験

〒869-5692 津奈木町役場総務課
☎ 78-3111 (216)

●水俣北広域行政事務組合職員採用試験

〒867-0011
水俣北広域行政事務組合消防本部総務課
☎ 63-1191

◆第1次試験の日時

平成13年9月16日(日) 午前8時30分～

◆第1次試験の場所

津奈木町役場3階会議室・監査室

◆第1次試験の内容

教養・適性・専門(土木のみ)・作文試験
※詳細は各試験の試験の実施要項を参照下さい。

◆資格者

外地における勤務経験を有し、加算年を含めた勤務経験が12年未満の旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方に書状を贈呈します。

この制度は、精神または身体に障害がある児童の福祉増進を図ることを目的としています。手当支給対象者は日本国内に住所を有する20歳未満の精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護する父、母、親、父母にかわってその児童を養育している方です。ただし、障害を理由に年金を支給されたり、児童福祉施設等に入所している児童は対象とならない場合があります。

◆問い合わせ先
町民課福祉係
☎ 78-3111 (112)

子育て支援短期利用事業実施中

この事業は、児童を養育している家庭の保護者が、病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等により、一時的に家庭において養育できない場合に児童福祉施設

○父親が離婚した後、父と生計を同じくしている父の扶養を受けます。受給資格者は次の児童を扶養している方です。
○父親が死亡した児童
○父親が重度の障害をもつ児童
○父親の生死が明らかでない児童
○父親から引き続き1年以上上遺棄されている児童

31日までの間にある児童(18歳に達する日以後の最初の3月)を扶養している母親や、母親にかわってその児童を扶養している方に、生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。受給資格者は法定相続人ではありません。

◆問い合わせ先
町民課福祉係
☎ 78-3111 (112)

財産を相続や遺贈(遺言)によって財産を譲ること)によつて財産を譲る場合には、相続税がかかる場合があります。

相続税は、遺産の総額から亡くなられた方の債務や葬式費用を差し引いた「正味の遺産額」が、基礎控除を超える場合に、その超える額に対して課税されます。基礎控除額は、5千万円と、1千万円に法定相続人の数を掛けた金額との合計額で

税がかかる場合があります。

財産を相続や遺贈(遺言)によつて財産を譲る場合には、相続税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
水俣北広域消防本部
予防課予防係
☎ 63-1192

◆日時
9月5日(水)～6日(木)
午前9時～午後4時40分
◆場所
水俣北広域消防本部

◆日時
8月8日(水)～23日(木)
午前9時～午後4時40分
◆場所
ただし定員60人になり次

◆日時
8月18日(土)
19時開場 19時30分上映
◆場所
つなぎ文化センター

◆問い合わせ先
教育委員会
☎ 78-5400

特別児童扶養手当制度について

等において一定期間養育及び家庭の福祉向上を図ることを目的としています。

○父親が法令により引き続いだり、5年以上拘禁されている児童等により、父親と生計を共にしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月)を扶養している母親や、母親にかわってその児童を扶養している方に、生活の安

定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。受給資格者は法定相続人ではありません。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

○母親が婚姻によらないで懷胎した児童の事情が不明である児童

○父親が法令により引き続いだり、5年以上拘禁されている児童等により、父親と生計を共にしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月)を扶養している母親や、母親にかわってその児童を扶養している方に、生活の安

定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。受給資格者は法定相続人ではありません。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

税がかかる場合があります。

○母親が婚姻によらないで懷胎した児童の事情が不明である児童

○父親が法令により引き続いだり、5年以上拘禁されている児童等により、父親と生計を共にしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月)を扶養している母親や、母親にかわってその児童を扶養している方に、生活の安

定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。受給資格者は法定相続人ではありません。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

税がかかる場合があります。

○母親が婚姻によらないで懷胎した児童の事情が不明である児童

○父親が法令により引き続いだり、5年以上拘禁されている児童等により、父親と生計を共にしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月)を扶養している母親や、母親にかわってその児童を扶養している方に、生活の安

定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。受給資格者は法定相続人ではありません。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

税がかかる場合があります。

○母親が婚姻によらないで懷胎した児童の事情が不明である児童

○父親が法令により引き續いだり、5年以上拘禁されている児童等により、父親と生計を共にしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月)を扶養している母親や、母親にかわってその児童を扶養している方に、生活の安

定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。受給資格者は法定相続人ではありません。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

税がかかる場合があります。

○母親が婚姻によらないで懷胎した児童の事情が不明である児童

○父親が法令により引き續いだり、5年以上拘禁されている児童等により、父親と生計を共にしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月)を扶養している母親や、母親にかわってその児童を扶養している方に、生活の安

定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。受給資格者は法定相続人ではありません。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

税がかかる場合があります。

○母親が婚姻によらないで懷胎した児童の事情が不明である児童

○父親が法令により引き續いだり、5年以上拘禁されている児童等により、父親と生計を共にしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月)を扶養している母親や、母親にかわってその児童を扶養している方に、生活の安

定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。受給資格者は法定相続人ではありません。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

税がかかる場合があります。

○母親が婚姻によらないで懷胎した児童の事情が不明である児童

○父親が法令により引き續いだり、5年以上拘禁されている児童等により、父親と生計を共にしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月)を扶養している母親や、母親にかわってその児童を扶養している方に、生活の安

定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。受給資格者は法定相続人ではありません。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141

税がかかる場合があります。

◆問い合わせ先
八代税務署
☎ 09665-32-3141